- 1 業務件名
  - 航空自衛隊饗庭野分屯基地における自動販売機の設置及び経営
- 2 業務内容

自動販売機の設置及び経営の業務

3 相手方の決定

本業務を行う者については、航空自衛隊饗庭野分屯基地司令(以下「甲」)という。)が決定する。

#### 4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、自動販売機の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、近畿中部防衛局長(以下「乙」という。)が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
  - ア 国有財産の使用許可の相手方(以下「丙」という。)が許可条件に違背したとき。
  - イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
  - ウ 丙の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店長若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - エ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不当の利益を図る目的、又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - オ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与 するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し、返還すること。ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

#### 6 国有財産使用料

丙は、乙に自動販売機(転倒防止版等も含む)及び後述の空容器回収箱(以下「ゴミ箱」という。)設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。また、国有財産 使用料は、以下のとおりとする。

- (1) 丙は、申請書(募集要領:別紙様式第1)に年額の1m あたりに支払うことのできる国有財産使用料を提案し、記載すること。
- (2) 税抜価格と現在の税率(消費税10%)に分けて記載すること。 ※ 消費税が改定された場合は、同様に国有財産使用料も改定される。
- (3) 丙が提案した国有財産使用料が今年度の乙が算定した国有財産使用料を下回って申請した場合は、企画提案書の審査は行わず、失格とする。
- (4) 業者決定後、丙の提案した国有財産使用料が乙の算定した国有財産使用料を下回っていた場合、乙の算定した国有財産使用料以上を支払わなければならない。 なお、上記の金額を支払うことができない場合は、その業者は失格とし、次点のうち、乙の算定した国有財産使用料以上を提案した業者を候補者とする。
- (5) 国有財産使用許可を更新する場合は、原則として丙の提案した使用料を支払うこと。 ただし、提案した国有財産使用料が乙の算定した国有財産使用料を下回った場合は、 乙の算定した国有財産使用料以上を支払わなければならない。

更新時の国有財産使用料は、以下のア〜ウのうち、最も高い額とし、詳細については更新前に乙から連絡する。

- ア 丙が提案した使用料
- イ 乙が算定した使用料(前年次使用料の1.05倍を上限に上がる可能性がある。)
- ウ 前年次使用料の0.95倍
- (6) 国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、遅延金が発生するものとする。
- (7) 提案した国有財産使用料の額は、企画提案書等と同様に、選定の基準の一つとなる。

#### 7 電気料金

丙は、国有財産使用料とは別に、本業務に要する電気料金を負担しなければならない。 また、毎月指定した日までに、発生した電気料金を指定された口座へ支払うものとする。 なお、納付しなかった場合には、遅延金が発生することがある。

#### 8 設置場所

自動販売機の設置場所については、国有財産使用許可書において、乙が指定する。

#### 9 使用許可期間

令和6年4月1日(月)~令和11年3月31日(土)

ただし、丙の申し出により甲及び乙が必要と判断した場合には、一度に限り5年以内の期間で更新することができる。

なお、業務の開始終了の時期については、施設の状況等により変更する場合がある。 設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

#### 10 費用の負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

### 11 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

#### 12 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において自動販売機を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙は、業務の全部を第三者に委託し又は譲渡することはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、甲と協議の上、申請すること。また、委託に係る一切の責任は丙が負わなければならない。
- (4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入しないこと。
- (5) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出すること。また、甲及び乙が、従事者名簿の記載事項を確認するため書類(履歴書(写し))等を求めた場合は、速やかに対応すること。
- (6) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係 法令及び規則等に基づき適正に行うこと。

#### 13 衛生等の保持

- (1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。
- (2) 丙は、食品等を販売または取扱う場合は、食品衛生法(昭和22年法律第23号)の定めるところにより厚生労働省が示すHACCPに沿った衛生管理を実施すること。

#### 14 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲及び担当職員(以下「甲等」という。)の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報(書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切)の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

## 15 損害賠償

- (1) 丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。
- (2) 丙は、甲が計画した停電作業について、指示に基づき協力すること。なお、丙は停電作業等が原因で使用機器及び飲料に損害があった場合は、甲及び乙に対し、損害賠償その他一切の請求をすることができない。
- (3) 丙は、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害賠償その他一切の請求をすることはできない。

### 16 業務の解除

次のいずれかの行為が認められた場合は、甲は一方的に丙に対して業務の解除ができるものとする。この際、丙は残期間に相当する国有財産使用料及び仕様物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

- (1) 国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産する恐れがあり、支払をすることができないと認められるとき。
- (2) この公募及び使用申請に際し、不正の行為があったとき。
- (3) 前各号に掲げるものの他、丙が法令に違反し又はその恐れがあり、社会的信用を大きく低下させたとき(社会的に非難される行為を行った場合を含む。)。
- (4) 本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又 び利用者に被害が発生した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公 募への参加を認めない。
- (5) 国有財産使用許可所の許可条件に違反した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公募への参加を認めない。

#### 17 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する国有財産使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、 当該手続開始前に解除を申し出ること。

#### 18 業務仕様

(1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案 内容について、変更する場合は甲と協議すること。

また、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議すること。

- (2) 丙は本業務を行うに当たり、甲、乙及び担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設には立ち入らないこと。
- (4) 丙は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断の基準を満たす自動販売機を設置すること。
- (5) 丙は、本業務に使用する物品が特定調達品目(環境物品の調達の推進に関する基本方針)である場合、その基準を満たすものであること。
- (6) 丙は、省エネタイプの機種を設置すること。
- (7) 丙は、自動販売機ごとに電力使用量計測用メーターを設置すること。
- (8) 自動販売機及び電力使用量計測用メーターの設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とし、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (9) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする 修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (10) 丙は、設置した自動販売機の転倒防止(地震対策)のために必要な措置を講じること。
- (11) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (12) 丙は、故障及び商品の瑕疵等について自動販売機利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時対応すること。
- (13) 丙は、原則毎週1回以上自動販売機の商品を点検し、常に新鮮な商品を補充するとともに、自動販売機の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (14) 丙は、飲料水自動販売機を設置する場合においては、設置する自動販売機の周辺近くに適切な容量のゴミ箱を設置し、原則毎週1回以上空容器を回収することとし、ゴミ箱に他社の空容器及びその他のゴミが混在していた場合にも回収すること。夏季及び販売数量が多い設置場所については、ゴミ箱から容器が溢れることがないように回収の回数を増やすこと。
- (15) 丙は、自動販売機ごとの毎月の販売数量及び売上金額(別紙様式第1)を翌月10日までに、また、会計年度における本業務に関する収支計算書(別紙様式第2)を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (16) 丙は、販売品目に重大なトラブル(異物混入、食中毒、リコール等)が発生した場合には、甲に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示(全商品の販売停止を含む。)に従うこと。
- (17) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間

で協議する。

## 自動販売機の販売数量及び販売金額

饗庭野分屯基地司令 殿 (厚生班長気付)

> 事業者名 住所 氏名

即

区	分	単 価	販売数量	販売金額
		7-0		
			y n	
				\ \

<sup>※</sup> 前月分を毎月10日までに提出してください。

# 収支計算書

## 饗庭野分屯基地司令 殿 (厚生班長気付)

自 令和 年 月 日

事業者名 住所

氏名

印

至 令和 年 月	日	(単位:円)		
科目	金額	科目	金額	
Į.				
			ť	
			*	

合

計

合

計

<sup>※</sup> 会計年度分を翌年5月末までに提出してください。